

6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定				
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	<p>○ 高齢者の社会参加活動の促進</p> <p>① いわゆる団塊の世代が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。</p> <p>② 高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進するこ</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>○ 高齢者社会参加フォーラムを開催(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○ 団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための制度(教育サポーター制度)の在り方について調査研究を実施(文部科学省 平成19年度～)</p> <p>○ 定年制の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進(厚生労働省)</p> <p>○ 指導・援助及び制度周知用パンフレットの配布(厚生労働省)</p> <p>パンフレット発行部数(万部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 企業等OB人材のニーズ・シーズの発掘及び中小企業とのマッチングを展開(経済産業省 ～平成19年度) ・企業等OB人材マッチング事業(平成19年11月現在) OB人材登録数 7,829人 マッチング件数 3,934人</p> <p>○ 団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための制度(教育サポーター制度)の在り方について調査研究を実施(文部科学省 平成19年度)(6(1)①に前掲)</p> <p>○ 全国老人クラブ連合会助成事業(厚生労働省) 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、全国老人クラブ連合会が行う</p>	17年度	18年度	30	21	<p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、これまでの人材発掘及びマッチング事業をブロック・全国規模で展開していく予定。(経済産業省 平成20年度～)</p> <p>○ 引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 今後も引き続き実施することを検討(厚生労働省)</p>
17年度	18年度							
30	21							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定									
	<p>とのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。</p> <p>③老人クラブの会長への女性の登用の促進など、高齢者が関わる方針決定過程への女性の参画を進める。</p> <p>○定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等</p> <p>④急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引き上げに的確に対応するため、年金支給開始年齢までの雇用確保措置の導入が事業主に義務づけられたこと等を踏まえ、事業主に対し、助言及び指導を行い、65歳までの雇用機会の確保</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>①老人クラブに対する援助指導 ②老人クラブに関する調査研究 ③老人クラブ指導者の養成訓練に必要な経費を助成。</p> <p>全国で老人クラブリーダーの養成等を実施し60,770人が参加。</p> <p>○「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、女性の自治会長の割合を調査。(内閣府 平成19年度) 2007年4月1日現在 3.8%</p> <p>○ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止(高年齢者雇用確保措置)による高年齢者の安定した雇用の確保の促進(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="790 1109 1328 1270"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を導入した企業</th> </tr> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施割合(%)</td> <td>84.0</td> <td>92.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毎年6月1日現在、51人以上規模企業のうち、高年齢者雇用確保措置(「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」又は「定年の定め廃止」)を実施した企業</p>	改正高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を導入した企業				18年度	19年度	実施割合(%)	84.0	92.7	<p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p>
改正高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を導入した企業													
	18年度	19年度											
実施割合(%)	84.0	92.7											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>保を図る。</p> <p>⑤地域に密着した臨時的・短期的又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進し、高齢者社会参加の促進を図る。</p> <p>○学習機会の整備等</p> <p>⑥高齢者の学習要求にこたえ、高齢者に生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図る。特に、高齢者等の職業的な知識や技術の向上に資するため能力開発に関する学習機会についての情報の提供に努める。</p> <p>○高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>の割合。</p> <p>○シルバー人材センター事業の推進(厚生労働省) 定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与</p> <p>シルバー人材センター会員の就業延人員</p> <table border="1" data-bbox="779 595 1294 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員(千人日)</td> <td>70,422</td> <td>72,692</td> </tr> </tbody> </table> <p>(社)全国シルバー人材センター事業協会調べ</p> <p>○団塊世代や高齢者等が教育サポーターとして活躍するための制度(教育サポーター制度)の在り方について調査研究を実施(文部科学省 平成19年度～)(6(1)①に前掲)</p> <p>○公共職業能力開発施設における高齢者向けの訓練科の設置(平成18年度まで)(厚生労働省)</p>		17年度	18年度	人員(千人日)	70,422	72,692	<p>○引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p>
	17年度	18年度								
人員(千人日)	70,422	72,692								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑦総合型地域スポーツクラブの全国展開等、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を促進する。</p> <p>○広報・啓発活動の推進</p> <p>⑧高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参加を促進するための広報・啓発を行う。</p>	<p>文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>	<p>○総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するため、クラブ立ち上げの支援を行う「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を実施。(文部科学省 平成16年度～)</p> <p>【総合型地域スポーツクラブ育成状況(創設準備中 含)】</p> <p>平成17年度:2,155クラブ 平成18年度:2,416クラブ 平成19年度:2,555クラブ</p> <p>○地方公共団体との共催による「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」を開催し、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動等事例紹介事業を実施(内閣府)</p> <p>○今後の高齢社会対策の効果的な推進を図るため、高齢社会研究セミナーを開催(内閣府)</p> <p>①国民の集い 平成13年度:約2,700人が参加、14年度:約1,000人が参加、15年度:約1,000人が参加、16年度:約1,000人が参加、17年度:約1,000人が参加、18年度:約1,000人が参加</p> <p>②セミナー 平成13年度:164人が参加、14年度:220人が参加、15年度:225人が参加、16年度:234人が参加、17年度:249人が参加、18年度:222人が参加、19年度:215人が参加</p> <p>○高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(厚生労働省) 地域社会において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う市町村に対し、地域支援事業交付金の任意事業として支援を行うものである。</p>	<p>○引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○①国民の集い 引き続き実施予定 ②セミナー 引き続き実施予定 (内閣府)</p> <p>○今後も引き続き実施することを検討(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
<p>(2)高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築</p>	<p>ア 介護保険制度の着実な実施</p> <p>○介護保険制度の着実な実施</p> <p>①将来にわたる国民生活の安心を支え続ける制度の確立を内容とする、改正介護保険法の着実な実施を図るとともに、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から創設した新たな予防給付の実施を着実にやっていく。</p> <p>イ 高齢者保健福祉施策の推進</p> <p>○介護サービス基盤の整備</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者(特定高齢者)を早期に把握し、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、生活機能の改善などを実施。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業交付金の介護予防特定高齢者施策として実施 <p>○ 地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育等の取組を通じた介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業交付金の介護予防一般高齢者施策として実施 	<p>○ 今後も引き続き実施することを検討(厚生労働省)</p>
	<p>①介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 介護支援専門員に係る人材研修(厚生労働省)</p> <p>①目的:介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、制度の要である介護支援専門員に対して各種の研修事業を実施</p> <p>②内容:介護支援専門員実務研修・再研修、介護支援専門員実務従事者基礎研修、介護支援専門員更新</p>	<p>○ 介護支援専門員研修事業について、引き続き着実に実施。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>など施設における処遇の改善を図る。</p> <p>○介護予防・生活支援のための取組</p> <p>②介護予防・生活支援施策の充実を図るため、地域支援事業として要支援・要介護状態になる前から介護予防に資する事業(運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもり予防等)を実施するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、家族介護支援事業等を行うことにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進する。</p>	厚生労働省	<p>研修・専門研修、主任介護支援専門員研修</p> <p>③対象:介護支援専門員等</p> <p>④実施の仕組み:都道府県が実施</p> <p>⑤予算規模:平成19年度514,651千円</p> <p>○訪問介護員に係る人材養成(厚生労働省)</p> <p>①目的:介護保険制度における居宅サービスを提供する要である介護員を養成する。</p> <p>②内容:介護職員基礎研修、訪問介護員1級、2級、3級</p> <p>③対象:訪問介護サービスに従事しようとする者等</p> <p>④実施の仕組み:都道府県が実施</p> <p>⑤予算規模:予算補助なし</p> <p>○要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者(特定高齢者)を早期に把握し、要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、生活機能の改善などを実施。(厚生労働省)(6(2)ア①に前掲)</p> <p>・地域支援事業交付金の介護予防特定高齢者施策として実施</p> <p>○地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育等の取組を通じた介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施。(厚生労働省)(6(2)ア①に前掲)</p> <p>・地域支援事業交付金の介護予防一般高齢者施策として実施</p>	○今後も引き続き実施することを検討(厚生労働省)

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定															
	<p>③男性でも女性でも介護休業を取得しやすい環境の整備を図る。</p>	厚生労働省	<p>○ 高齢者虐待防止法が成立し、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進。(厚生労働省)</p> <p>○ 適切な行政指導の実施(厚生労働省)(5(1)イ①に前掲) 「子ども・子育て応援プラン」(16年12月24日少子化社会対策会議決定)において設定された育児休業取得率等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施。</p> <p>○ 育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導を実施(厚生労働省)(5(1)ウ①に前掲)</p> <p style="text-align: center;">介護休業取得率(%)</p> <table border="1" data-bbox="801 863 1151 954"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より</p> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(ベビーシッター費用等補助コース)の支給(厚生労働省 平成7年度～)(5(1)イ④に前掲) 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成</p> <p style="text-align: center;">ベビーシッター費用等補助コースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="781 1294 1292 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>572</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>719,875</td> <td>742,928</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	男性	0.02	女性	0.08		17年度	18年度	件数	572	570	金額(千円)	719,875	742,928	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
	17年度																		
男性	0.02																		
女性	0.08																		
	17年度	18年度																	
件数	572	570																	
金額(千円)	719,875	742,928																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>○利用者保護と信頼できる介護サービスの確保</p> <p>④利用者が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択し、利用できるよう、事業者等に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。</p>	厚生労働省	<table border="1" data-bbox="779 272 1301 300"> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>719,875</td> <td>742,928</td> </tr> </table> <p>○ 両立支援レベルアップ助成金(休業中能力アップコース)の支給(厚生労働省 平成4年度～)(5(1)イ①に前掲)</p> <p>育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、職場復帰プログラムを実施した事業主・事業主団体に支給</p> <p>休業中能力アップコースの支給状況</p> <table border="1" data-bbox="766 699 1285 810"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3,466</td> <td>3,247</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>214,332</td> <td>201,544</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 介護サービス情報の公表制度支援事業(厚生労働省)</p> <p>①目的:利用者が介護サービスを適切に選択できる環境を構築し、これによってより良い事業者が選択されることを通じて、介護サービス全体の質の向上を図る。</p> <p>②内容:介護サービス事業者等に対して、運営状況等の情報の公表を義務づける。</p> <p>③対象層:介護サービスを利用しようとする者およびその家族等</p> <p>④実施の仕組み</p> <p>原則全ての事業者が共通の「基本情報」及び「調査情報」を都道府県知事に報告し、報告された情報を都道府県知事がインターネット等により公表する。</p> <p>なお、「調査情報」については、調査員が事業所を訪問し、内容を確認の上公表する。</p> <p>⑤予算規模:19年度予算額 1,980,010千円</p>	金額(千円)	719,875	742,928		17年度	18年度	件数	3,466	3,247	金額(千円)	214,332	201,544	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(厚生労働省)</p>
金額(千円)	719,875	742,928														
	17年度	18年度														
件数	3,466	3,247														
金額(千円)	214,332	201,544														

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑤介護サービスの質を確保するため、事業者指定の欠格事由及び取消要件の追加、更新制(6年毎)の導入、勧告・命令等の追加など、事業者等に対する規制を見直す。</p> <p>ウ 介護に係る人材の確保</p> <p>○高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成18年の介護保険法改正により介護サービスの質を確保するため、事業者指定の欠格事由及び取消要件の追加、更新制(6年毎)の導入、勧告・命令等の追加などの内容を盛り込み。(厚生労働省)</p>	
	<p>①高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員及び介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○社会福祉士及び介護福祉士に係る人材養成(厚生労働省) 社会福祉士及び介護福祉士の養成・確保、質的向上のための総合的な施策を推進</p> <p>①社会福祉士及び介護福祉士法等の見直し(平成18年～) 介護・福祉ニーズの多様化、高度化に対応可能な人材の養成・確保、資質の向上のため、社会保障審議会福祉部会での審議等を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法等を改正。</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	人材確保施策を推進する。		<p>(改正法のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士及び介護福祉士の定義規定・義務規定の見直し ・資格取得方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> (i) 介護福祉士 <ul style="list-style-type: none"> →すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で取得方法を一元化。 (ii) 社会福祉士 <ul style="list-style-type: none"> →福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直し。 ・社会福祉士の任用・活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> →身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格を見直し <p>②養成施設の教育課程の見直し(平成18年～) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に併せ、教育カリキュラム等の見直しを行うもの。 →専門家・実践者からなる作業チームにおいて検討中</p> <p>③介護福祉士試験における介護技術講習制度の実施(平成17年～) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの(介護技術講習)を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り免除する制度を平成17年4月から実施、平成18年実施の介護福祉士試験から適用。</p> <p>(参考1)社会福祉士及び介護福祉士の合格者数の推移(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="775 1267 1182 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 1267 909 1342">年度</th> <th data-bbox="909 1267 1048 1342">社会福祉士 国家試験</th> <th data-bbox="1048 1267 1182 1342">介護福祉士 国家試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 1342 909 1407">17年度 (第18回試験)</td> <td data-bbox="909 1342 1048 1407">12,222名合格</td> <td data-bbox="1048 1342 1182 1407">60,910名合格</td> </tr> </tbody> </table>	年度	社会福祉士 国家試験	介護福祉士 国家試験	17年度 (第18回試験)	12,222名合格	60,910名合格	<p>○ 養成施設の教育課程の見直し(厚生労働省 平成19年～) 社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案が承認された後、平成21年度から新カリキュラム等に基づいた養成課程を実施する予定。</p>
年度	社会福祉士 国家試験	介護福祉士 国家試験								
17年度 (第18回試験)	12,222名合格	60,910名合格								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																	
			<table border="1" data-bbox="772 279 1182 384"> <tr> <td>(第18回試験)</td> <td>12,222名合格</td> <td>60,910名合格</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(第19回試験)</td> <td>12,345名合格</td> <td>73,606名合格</td> </tr> </table> <p data-bbox="772 443 1377 467">(参考2)社会福祉士及び介護福祉士の登録者数の推移(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="772 475 1310 580"> <tr> <td></td> <td>17年度末</td> <td>18年度末</td> <td>19年度※</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>71,326人</td> <td>83,425人</td> <td>94,965人</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>486,297人</td> <td>564,806人</td> <td>638,520人</td> </tr> </table> <p data-bbox="772 592 1070 616">※ 19年度については、7月末現在</p> <p data-bbox="772 675 1377 699">(参考3)社会福祉士及び介護福祉士養成施設(課程数)の推移(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="772 707 1265 812"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年※</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士養成施設</td> <td>43(54)</td> <td>45(57)</td> <td>48(64)</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士養成施設</td> <td>402(478)</td> <td>409(487)</td> <td>419(486)</td> </tr> </table> <p data-bbox="772 823 1344 884">※ 19年度の数値は、入学生募集を停止した課程数を除いた施設数及び課程数である。</p> <p data-bbox="728 922 1377 983">○ 介護支援専門員に係る人材研修(厚生労働省)(6(2)イ①に前掲)</p> <p data-bbox="772 983 1377 1070">①目的:介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、制度の要である介護支援専門員に対して各種の研修事業を実施</p> <p data-bbox="772 1070 1377 1158">②内容:介護支援専門員実務研修・再研修、介護支援専門員実務従事者基礎研修、介護支援専門員更新研修・専門研修、主任介護支援専門員研修</p> <p data-bbox="772 1158 1093 1182">③対象:介護支援専門員等</p> <p data-bbox="772 1182 1176 1206">④実施の仕組み:都道府県が実施</p> <p data-bbox="772 1206 1153 1230">⑤予算規模:19年度514,651千円</p> <p data-bbox="728 1289 1377 1350">○ 訪問介護員に係る人材養成(厚生労働省)(6(2)イ①に前掲)</p> <p data-bbox="772 1350 1377 1375">①目的:介護保険制度における居宅サービスを提供</p>	(第18回試験)	12,222名合格	60,910名合格	18年度			(第19回試験)	12,345名合格	73,606名合格		17年度末	18年度末	19年度※	社会福祉士	71,326人	83,425人	94,965人	介護福祉士	486,297人	564,806人	638,520人		17年度	18年度	19年※	社会福祉士養成施設	43(54)	45(57)	48(64)	介護福祉士養成施設	402(478)	409(487)	419(486)	<p data-bbox="1386 922 2020 983">○ 介護支援専門員研修事業について、引き続き着実に実施。(厚生労働省)</p>
(第18回試験)	12,222名合格	60,910名合格																																			
18年度																																					
(第19回試験)	12,345名合格	73,606名合格																																			
	17年度末	18年度末	19年度※																																		
社会福祉士	71,326人	83,425人	94,965人																																		
介護福祉士	486,297人	564,806人	638,520人																																		
	17年度	18年度	19年※																																		
社会福祉士養成施設	43(54)	45(57)	48(64)																																		
介護福祉士養成施設	402(478)	409(487)	419(486)																																		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																					
	<p>②介護ニーズの多様化・高度化に対応した、訪問介護員等の介護労働者育成に係る公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進するとともに、福祉重点ハローワークを中核として介護マンパワーの就職を重点的に促進する。</p> <p>○介護分野における良好な雇用機会の創出の促進</p>	厚生労働省	<p>する要である介護員を養成する。</p> <p>②内容:介護職員基礎研修、訪問介護員1級、2級、3級</p> <p>③対象:訪問介護サービスに従事しようとする者等</p> <p>④実施の仕組み:都道府県が実施</p> <p>⑤予算規模:予算補助なし</p> <p>○福祉マンパワーの確保の拠点となる公共職業安定所(福祉重点ハローワーク)を各都道府県に1カ所指定し、福祉重点ハローワークを中心として他の公共職業安定所と連携しながら、福祉分野での就業を希望する者に対する情報提供、職業相談、職業紹介等を行う(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="775 751 1122 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハローワークにおける福祉関連職業の就職率(%)</td> <td>39.8</td> <td>42.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○(財)介護労働安定センターにおいて、ホームヘルパーを養成するための講習を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="775 924 1267 1035"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>14,461人</td> <td>10,960人</td> </tr> <tr> <td>修了者数</td> <td>14,309人</td> <td>10,856人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○介護系の求職者を対象とした離職者訓練を実施(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="813 1184 1308 1259"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td> <td>1万8千人</td> <td>1万6千人</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	ハローワークにおける福祉関連職業の就職率(%)	39.8	42.5		17年度	18年度	受講者数	14,461人	10,960人	修了者数	14,309人	10,856人		17年度	18年度	受講者数	1万8千人	1万6千人	<p>○事業内容を見直した上で、引き続き実施予定。(厚生労働省)</p> <p>○平成20年度からは、(財)介護労働安定センターにおいて、介護職員基礎研修を実施し介護労働者の育成を行う予定(厚生労働省)</p> <p>○引き続き、介護系の求職者を対象とした離職者訓練を実施(厚生労働省)</p>
	17年度	18年度																							
ハローワークにおける福祉関連職業の就職率(%)	39.8	42.5																							
	17年度	18年度																							
受講者数	14,461人	10,960人																							
修了者数	14,309人	10,856人																							
	17年度	18年度																							
受講者数	1万8千人	1万6千人																							

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																								
	<p>③介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。</p>	厚生労働省	<p>○ 介護分野における良好な雇用機会の創出と労働力確保を支援するため、介護関連の助成金を支給(厚生労働省)</p> <table border="1" data-bbox="768 375 1359 592"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> </tr> <tr> <th>支給額</th> <th>件数等</th> <th>支給額</th> <th>件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護基盤人材確保助成金</td> <td>8,193,179千円</td> <td>12,494人</td> <td>8,033,461千円</td> <td>10,622人</td> </tr> <tr> <td>介護雇用管理助成金</td> <td>150,884千円</td> <td>10,173件</td> <td>150,275千円</td> <td>10,119件</td> </tr> <tr> <td>介護能力開発給付金</td> <td>41,688千円</td> <td>1,805件</td> <td>14,829千円</td> <td>79件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護能力開発給付金については平成17年度をもって廃止。(経過措置あり)</p> <p>○ 都道府県人材センター(厚生労働省 平成5年度～) 社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業の経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保を目的とする。</p> <p>事業内容 1 実施主体 都道府県(都道府県社協に委託) 2 事業内容 (1)社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。 (2)社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。 (3)社会福祉事業を経営する者に対し、社会福祉事業従事者に係る処遇の改善及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。 (4)社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。 (5)社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。 (6)社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。</p>		17年度		18年度		支給額	件数等	支給額	件数等	介護基盤人材確保助成金	8,193,179千円	12,494人	8,033,461千円	10,622人	介護雇用管理助成金	150,884千円	10,173件	150,275千円	10,119件	介護能力開発給付金	41,688千円	1,805件	14,829千円	79件	<p>○ 介護基盤人材確保助成金及び介護雇用管理助成金については引き続き実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 都道府県人材センター運営事業(平成20年度～) 中央福祉人材センターと都道府県人材センターが連携し、以下の施策を実施する。 ・定点観測の手法を用いた福祉人材の就業動向の把握(中央福祉人材センター) ・介護職員の定着促進に向けた取組みの研究(中央福祉人材センター) ・福祉人材確保重点月間の開催(中央福祉人材センターと都道府県人材センターが連携)</p>
	17年度		18年度																									
	支給額	件数等	支給額	件数等																								
介護基盤人材確保助成金	8,193,179千円	12,494人	8,033,461千円	10,622人																								
介護雇用管理助成金	150,884千円	10,173件	150,275千円	10,119件																								
介護能力開発給付金	41,688千円	1,805件	14,829千円	79件																								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
			<p>業の援助を行うこと。</p> <p>(7)その他社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。</p> <p>※ より地域の実情にあったきめ細やかな福祉人材確保のため運営事業の見直しを行い、平成19年度からは以下の事業を重点事業とし、優先的に採択することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的マンパワーの掘り起こし ・福祉・介護分野への障害者等雇用の促進 等 <p>(参考)福祉人材センターを通じた求人・求職状況(18年度実績)</p> <table border="1" data-bbox="786 608 1081 719"> <tr> <td>新規求人数</td> <td>145,875人</td> </tr> <tr> <td>新規求職者数</td> <td>191,486人</td> </tr> <tr> <td>求人・求職相談件数</td> <td>473,571件</td> </tr> </table> <p>○ 介護福祉士等修学資金貸付事業(厚生労働省 平成5年度～)</p> <p>介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士を養成・確保することを目的とする。</p>	新規求人数	145,875人	新規求職者数	191,486人	求人・求職相談件数	473,571件	
新規求人数	145,875人									
新規求職者数	191,486人									
求人・求職相談件数	473,571件									
(3) 高齢期の所得保障	<p>○ 公的年金制度の安定的な運営</p> <p>① 本格的な少子・高齢社会の到来を踏まえ、今後とも信頼できる年金制度の維持に向けて安定的な運営を行う。</p>	厚生労働省	<p>○ 平成16年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」の施行(厚生労働省)</p> <p>主な内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離婚時の厚生年金の分割(19年4月) ・多段階免除制度の導入(18年10月) 	<p>○ 平成16年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」の施行(厚生労働省)</p> <p>内容は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割 ・年金個人情報などの定期的な通知(20年4月) 						

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																										
	<p>○自助努力による資産形成等の促進</p> <p>②高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮するとともに、ゆとりある老後生活に資するため、介護貯金、財形年金定額貯金などの各種金融・保険サービス等の充実を通じて生活の安定のための自助努力を支援する。</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p>	<p>○ 介護貯金、財形年金定額貯金等の提供を通じて、自助努力による高齢期の生活の安定を支援。(総務省)</p> <p>○ 痴呆性高齢者等判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう、地域福祉権利擁護事業における日常的金銭管理サービスに係る郵便貯金の払戻し等の円滑な取扱いの実施。(総務省)</p> <p>・利用状況 【介護貯金】</p> <table border="1" data-bbox="772 702 1288 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>預入件数(件)</th> <th>預入金額(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12年度</td><td>1,430</td><td>21.9</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>2,894</td><td>48.0</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>2,293</td><td>34.5</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>2,853</td><td>48.9</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>1,997</td><td>31.6</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>1,699</td><td>27.8</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>1,896</td><td>36.4</td></tr> </tbody> </table> <p>【財形年金定額貯金】(新規預入分)</p> <table border="1" data-bbox="772 1005 1288 1252"> <thead> <tr> <th></th> <th>預入件数(件)</th> <th>預入金額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12年度</td><td>1,165</td><td>5,381</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>1,087</td><td>4,860</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>1,010</td><td>3,865</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>1,037</td><td>5,336</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>888</td><td>4,238</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>608</td><td>2,600</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>466</td><td>1,696</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 年度末保有契約状況</p> <table border="1" data-bbox="772 1348 1366 1412"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>97,900</td> <td>10,909</td> <td>11,000</td> <td>5,014</td> </tr> </tbody> </table>		預入件数(件)	預入金額(億円)	12年度	1,430	21.9	13年度	2,894	48.0	14年度	2,293	34.5	15年度	2,853	48.9	16年度	1,997	31.6	17年度	1,699	27.8	18年度	1,896	36.4		預入件数(件)	預入金額(万円)	12年度	1,165	5,381	13年度	1,087	4,860	14年度	1,010	3,865	15年度	1,037	5,336	16年度	888	4,238	17年度	608	2,600	18年度	466	1,696		15年度	16年度	17年度	18年度	件数	97,900	10,909	11,000	5,014	<p>○ 平成19年10月1日の民営化前に預入された介護貯金及び財形年金定額貯金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理することとされており、同機構が新たな郵便貯金の取扱いを行わないことから、平成19年10月1日以降は新たな預入の取扱いは行わない。 なお、日本郵政公社が締結していた勤労者財産形成年金貯蓄契約は、郵政民営化法により平成19年10月1日に(株)ゆうちょ銀行が締結したものとみなされたことにより、同行が財形年金定額貯金の預入の取扱いを引き続き実施することとなっている。(総務省)</p> <p>○ 地域福祉権利擁護事業における日常的な金銭管理サービスに係る貯金の払戻し等については、平成19年10月1日の民営化以降も(株)ゆうちょ銀行が引き続き実施。(総務省)</p> <p>○ 平成19年10月1日の郵政民営化前に締結された簡易生命保険契約は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継され、同機構が管理することとされている。また、同機構は新たな簡易生命保険の締結を行わない。(総務省)</p>
	預入件数(件)	預入金額(億円)																																																												
12年度	1,430	21.9																																																												
13年度	2,894	48.0																																																												
14年度	2,293	34.5																																																												
15年度	2,853	48.9																																																												
16年度	1,997	31.6																																																												
17年度	1,699	27.8																																																												
18年度	1,896	36.4																																																												
	預入件数(件)	預入金額(万円)																																																												
12年度	1,165	5,381																																																												
13年度	1,087	4,860																																																												
14年度	1,010	3,865																																																												
15年度	1,037	5,336																																																												
16年度	888	4,238																																																												
17年度	608	2,600																																																												
18年度	466	1,696																																																												
	15年度	16年度	17年度	18年度																																																										
件数	97,900	10,909	11,000	5,014																																																										

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																																		
	<p>③平成12年に導入された、財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を一層活用することを通じて、高齢期における資産の有効活用を図る。</p>	法務省	<table border="1" data-bbox="770 280 1375 695"> <tr> <td rowspan="2">財形積立貯蓄保険</td> <td>件数</td> <td>27,209件</td> <td>18,362件</td> <td>11,600件</td> <td>5,814件</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td>403億円</td> <td>280億円</td> <td>182億円</td> <td>95億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財形住宅貯蓄保険</td> <td>件数</td> <td>18,121件</td> <td>6,975件</td> <td>4,126件</td> <td>2,913件</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td>328億円</td> <td>139億円</td> <td>97億円</td> <td>73億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財形年金養老保険</td> <td>件数</td> <td>1,388件</td> <td>1,249件</td> <td>1,315件</td> <td>1,198件</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td>40億円</td> <td>36億円</td> <td>39億円</td> <td>36億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財形終身年金保険</td> <td>件数</td> <td>715件</td> <td>698件</td> <td>683件</td> <td>670件</td> </tr> <tr> <td>年金額</td> <td>166百万円</td> <td>162百万円</td> <td>158百万円</td> <td>155百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護保険金付終身保険</td> <td>件数</td> <td>10,159件</td> <td>9,938件</td> <td>9,781件</td> <td>9,590件</td> </tr> <tr> <td>保険金額</td> <td>322億円</td> <td>315億円</td> <td>310億円</td> <td>303億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護割増年金付終身年金保険</td> <td>件数</td> <td>2,217件</td> <td>2,184件</td> <td>2,151件</td> <td>2,110件</td> </tr> <tr> <td>年金額</td> <td>870百万円</td> <td>854百万円</td> <td>837百万円</td> <td>819百万円</td> </tr> </table> <p>※財形年金養老保険は平成15年3月末で販売終了。</p> <p>○成年後見制度の一層の周知を図るため、パンフレットを作成・配布。(法務省)</p>	財形積立貯蓄保険	件数	27,209件	18,362件	11,600件	5,814件	保険金額	403億円	280億円	182億円	95億円	財形住宅貯蓄保険	件数	18,121件	6,975件	4,126件	2,913件	保険金額	328億円	139億円	97億円	73億円	財形年金養老保険	件数	1,388件	1,249件	1,315件	1,198件	保険金額	40億円	36億円	39億円	36億円	財形終身年金保険	件数	715件	698件	683件	670件	年金額	166百万円	162百万円	158百万円	155百万円	介護保険金付終身保険	件数	10,159件	9,938件	9,781件	9,590件	保険金額	322億円	315億円	310億円	303億円	介護割増年金付終身年金保険	件数	2,217件	2,184件	2,151件	2,110件	年金額	870百万円	854百万円	837百万円	819百万円	<p>○成年後見制度の一層の周知を図るため、引き続きパンフレットの作成・配布を行う予定(法務省)。</p>
財形積立貯蓄保険	件数	27,209件	18,362件		11,600件	5,814件																																																																
	保険金額	403億円	280億円	182億円	95億円																																																																	
財形住宅貯蓄保険	件数	18,121件	6,975件	4,126件	2,913件																																																																	
	保険金額	328億円	139億円	97億円	73億円																																																																	
財形年金養老保険	件数	1,388件	1,249件	1,315件	1,198件																																																																	
	保険金額	40億円	36億円	39億円	36億円																																																																	
財形終身年金保険	件数	715件	698件	683件	670件																																																																	
	年金額	166百万円	162百万円	158百万円	155百万円																																																																	
介護保険金付終身保険	件数	10,159件	9,938件	9,781件	9,590件																																																																	
	保険金額	322億円	315億円	310億円	303億円																																																																	
介護割増年金付終身年金保険	件数	2,217件	2,184件	2,151件	2,110件																																																																	
	年金額	870百万円	854百万円	837百万円	819百万円																																																																	
(4)障害者の自立した生活の支援	<p>○総合的な障害者施策の推進</p> <p>①障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が</p>	内閣府、厚生労働省	<p>○「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)の計画期間(平成15～24年度)の前期5か年(平成15～19年度)に重点的に実施する施策及びその達成目標を具体的な数値目標を掲げて定めた「重点施策実施5か年計画」に基づき、障害者施策の総合的・計画的推進を図ってきたところ。計画期間中に既に目標を上回り達</p>	<p>○障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、新たな「重点施策実施5か年計画」を着実に推進。(内閣府)</p>																																																																		

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。</p>		<p>成している項目もあり、全般的には、おおむね順調に推移。 また、現行「重点施策実施5か年計画」が平成19年度で終了することから、平成19年12月25日、平成20～24年度を計画期間とする新たな「重点施策実施5か年計画」を障害者施策推進本部において策定。(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年前と比べて障害者施策は進んだか(平成19年2月「障害者に関する世論調査」) <ul style="list-style-type: none"> -進んだと思う(61.2%) -進んだと思わない(32.6%) <p>○ 障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」に日本政府として署名。(外務省 平成19年度)</p> <p>○ 都道府県及び市町村において、視聴覚障害者に対するコミュニケーション支援や情報支援、身体障害者補助犬の育成などを行う地域生活支援事業を実施(厚生労働省)</p> <p>実施状況(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援事業 1,112市町村 ・障害者IT総合推進事業 38都道府県 ・身体障害者補助犬育成事業 29都道府県 <p>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援することなどを目的とした障害者自立支援法が成立。同法に基づき、必要な障害福祉サービス及び相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、その提供体制の計画的な整備を進める障害福祉計画の策</p>	<p>○ 障害者のニーズを踏まえ、視聴覚障害者に対するコミュニケーション支援や情報支援、身体障害者補助犬の育成など、障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図る。(厚生労働省)</p> <p>○ 障害福祉計画については、3年ごとに前計画の実施状況等を踏まえた必要な見直しを行い、次期計画を策定。(厚生労働省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			<p>定を、都道府県及び市町村に対して義務化。(厚生労働省 平成18年度～)</p> <p>○ 障害者自立支援法において、国の費用負担を義務的経費化するとともに、ホームヘルプサービスなどの各種訪問系サービス及び就労支援等の日中活動系サービス等の実施に必要な経費を確保。(厚生労働省 平成18年度～)</p> <p>○ 障害者雇用促進法の改正(平成17年度)により、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援など、障害者の就業機会の拡大に向けた雇用促進施策を推進。(厚生労働省)</p>	
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	<p>○ 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <p>①「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月)に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を推進する。</p>	内閣府	<p>○ 内閣府においては、バリアフリー化推進要綱を踏まえ、バリアフリー化の推進に顕著な功績のあった者に対してバリアフリー化推進功労者表彰を行ない、優れた取組の普及を実施。(内閣府)</p> <p>・「日常生活でバリアを感じる」…65.6% 「5年前と比較してバリアフリー化が進んでいない」…45.3% (バリアフリー化推進に関する国民意識調査、平成17年度実施)</p> <p>・バリアフリー化推進功労者表彰 ・平成17年度 内閣総理大臣表彰…2件 内閣府特命担当大臣表彰…6件</p>	<p>○ バリアフリー化推進要綱を改定し、新たに子育てバリアフリーの視点を取り入れるとともに、マニュアルの策定など心のバリアフリーの取組を強化(平成19年度中)(内閣府)</p> <p>○ 引き続きバリアフリー化推進功労者表彰等を実施する予定(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>策を強力に推進する。</p> <p>②高齢者及び障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者及び障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。</p>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p>	<p>・平成18年度 内閣総理大臣表彰…1件 内閣府特命担当大臣表彰…8件</p> <p>・平成19年度 内閣総理大臣表彰…2件 内閣府特命担当大臣表彰優良賞…8件 内閣府特命担当大臣表彰奨励賞…5件</p> <p>○ 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、独立行政法人情報通信研究機構を通じ、当該研究開発費の一部を助成(総務省 平成9年度～)</p> <p>○ 障害者等ITバリアフリープロジェクト(経済産業省 平成15年度～18年度) 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい利用者端末を活用した移動支援システムの開発及びその実証・評価実験を実施するとともに、標準化を推進</p> <p>○ 福祉用具実用化開発推進事業(経済産業省 平成5年度～) 福祉用具法に基づき、高齢者・心身障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心とした福祉用具の実用化開発を実施</p> <p>平成17年度～平成19年度事業進捗状況 (平成19年8月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="763 1286 1352 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募件数</td> <td>77件</td> <td>43件</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	応募件数	77件	43件	34件	採択件数	5件	5件	6件	<p>○ 平成20年度以降も継続して実施する予定(総務省)</p> <p>○ 福祉用具実用化開発推進事業については、引き続き実施。(経済産業省 平成5年度～)</p>
	17年度	18年度	19年度													
応募件数	77件	43件	34件													
採択件数	5件	5件	6件													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>③住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境</p>	<p>警察庁、国土交通省</p>	<p>製品化件数 4件 4件 2件</p> <p>※ 補助事業終了後3年経過時点での製品化率50%を目標としているため、今後製品化件数が増加すると思われる。</p> <p>※ 製品化件数には、平成15年度以前の終了事業者も含む。 (参考)平成5年度～平成18年度終了事業者の実績</p> <table border="1" data-bbox="763 552 1357 639"> <thead> <tr> <th>応募件数</th> <th>終了者件数</th> <th>製品化件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,526件</td> <td>152件</td> <td>84件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標年度に達成している事業者(平成15年度以前終了事業者)の製品化率:53.0%(70/132件) ※ 平成19年8月末までの収益納付件数9件、収益納付額9,122千円</p> <p>○ 福祉用具の開発・普及(厚生労働省)</p> <p>①目的:地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うこと。</p> <p>②内容:福祉用具に関する相談・情報提供の実施、福祉用具に関する助言を行う。</p> <p>③対象層:被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他対象者として市町村が認める者。</p> <p>④実施の仕組み:地域支援事業の任意事業として計上</p> <p>○ あんしん歩行エリアの整備(警察庁及び国土交通省 平成15年度～19年度)(5(2)ア26に前掲) 死傷事故発生割合が高い796地区を「あんしん歩行エリア」として指定した上、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進。</p>	応募件数	終了者件数	製品化件数	1,526件	152件	84件	<p>○ 今後も引き続き実施することを検討(厚生労働省)</p>
応募件数	終了者件数	製品化件数								
1,526件	152件	84件								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>など高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。</p>		<p>○ バリアフリー対応型信号機等の整備(警察庁) 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進。 〈信号機のバリアフリー化の例〉 (17年度末) (18年度末)</p> <table border="0"> <tr> <td>・高年齢者等感応化</td> <td>5,312基</td> <td>5,684基</td> </tr> <tr> <td>・音響式歩行者誘導付加装置</td> <td>1,704基</td> <td>1,891基</td> </tr> </table> <p>○ 高年齢者等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本となる事項等を定めた、「住宅確保要配慮者に対する住宅の供給の促進に関する法律」の成立、施行(H19.6)(国土交通省)</p> <p>○ 地域優良賃貸住宅制度による高年齢者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅の供給支援(国土交通省 平成19年度～)</p> <p>○ 住生活基本法に基づき、住生活基本計画(全国計画)を閣議決定(H18.9)(国土交通省)</p> <p>○ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念等を定めた「住生活基本法」の成立、施行(H18.6)(国土交通省)</p> <p>○ バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備を図る(国土交通省 平成18年度～)</p> <p>○ 高年齢者の住み替え支援制度により高年齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え促進(国土交通省 平成18年度～)</p>	・高年齢者等感応化	5,312基	5,684基	・音響式歩行者誘導付加装置	1,704基	1,891基	<p>○ 高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成18年に定められた移動等の円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成22年までに、原則として、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備。(警察庁)</p> <p>○ 引き続き取組を実施(国土交通省)</p>
・高年齢者等感応化	5,312基	5,684基								
・音響式歩行者誘導付加装置	1,704基	1,891基								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行うあんしん賃貸支援事業(国土交通省 平成18年度～) ○ 公共賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備(大規模な公営住宅等における併設の原則化:14年度～) (国土交通省) 実績: H18年度末現在 1,632施設 ○ バリアフリー新法に基づく不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の推進(国土交通省 平成14年度～) ○ 高齢者向け優良賃貸住宅制度による高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の供給支援(国土交通省 平成13年度～18年度) ○ 新設の公共賃貸住宅における高齢者等に配慮した仕様の標準化(国土交通省) (公営住宅、都市機構賃貸住宅:3年度～ 公社賃貸住宅:7年度～) ○ バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行うシルバーハウジング・プロジェクトの推進(国土交通省 昭和62年度～) 実績: H18年度末現在 21,994戸 ○ 都市公園等のバリアフリー化(国土交通省) すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進 ○ 河川空間のバリアフリー化(国土交通省) 直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設 	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																			
			<p>置、堤 防・護岸の緩傾斜化等を実施</p> <p>○ 官庁施設のバリアフリー化の推進(国土交通省) 窓口業務を行う国土交通省所管の官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進し、バリアフリー化した累計施設数が、997施設(平成17年度)から1,058施設(平成18年度)に増加。</p> <p>○ 歩行空間のバリアフリー化(国土交通省) 1日あたりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合が、39%(平成17年度)から44%(平成18年度)に向上</p> <p>○ 路外駐車場のバリアフリー化(国土交通省) バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場のバリアフリー化の推進(18年度～) 実績：18年度末現在 28%</p> <p>○ 公共交通機関のバリアフリー化 公共交通機関における旅客施設のバリアフリー化の推進</p> <table border="1" data-bbox="781 1027 1377 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道駅</td> <td>43.9%</td> <td>48.7%</td> <td>56.3%</td> <td>62.8%</td> </tr> <tr> <td>バスターミナル</td> <td>71.4%</td> <td>73.2%</td> <td>75.0%</td> <td>76.2%</td> </tr> <tr> <td>旅客船ターミナル</td> <td>75.0%</td> <td>77.8%</td> <td>71.4%</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>航空旅客ターミナル</td> <td>5.0%</td> <td>31.8%</td> <td>43.5%</td> <td>65.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>公共交通機関における車両等のバリアフリー化の推進</p> <table border="1" data-bbox="792 1310 1308 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>23.7%</td> <td>27.9%</td> <td>32.1%</td> <td>(41.8%)</td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%	バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%	旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%	航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%		15年度	16年度	17年度	18年度	鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)	
	15年度	16年度	17年度	18年度																																			
鉄軌道駅	43.9%	48.7%	56.3%	62.8%																																			
バスターミナル	71.4%	73.2%	75.0%	76.2%																																			
旅客船ターミナル	75.0%	77.8%	71.4%	88.9%																																			
航空旅客ターミナル	5.0%	31.8%	43.5%	65.2%																																			
	15年度	16年度	17年度	18年度																																			
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)																																			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																														
			<table border="1" data-bbox="797 272 1312 491"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.0%※</td> </tr> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低床バス</td> <td>18.0%</td> <td>22.6%</td> <td>27.8%</td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>9.3%</td> <td>12.0%</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4.4%</td> <td>7.0%</td> <td>8.0%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>32.1%</td> <td>40.7%</td> <td>47.0%</td> <td>54.4%</td> </tr> </table> <p data-bbox="797 496 1357 520">※下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準(基準強化後)による減。</p>					20.0%※	バス車両					低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	
				20.0%※																														
バス車両																																		
低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%																														
ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%																														
旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%																														
航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%																														
	<p>④交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</p>	国土交通省	<p>○ バリアフリー教室(交通バリアフリー教室)の実施(国土交通省 平成14年度～) 17年度 94件、18年度 96件</p> <p>○ バリアフリーボランティア事業の実施(国土交通省 平成17年度～) 17年度 5ヶ所、18年度 6ヶ所</p> <p>○ 交通バリアフリー情報提供システム「らくらくおでかけネット」(国土交通省 平成13年度～) 18年3月末までに、約400万アクセス(1日あたり3,000件)</p>	○ 引き続き取組みを実施(国土交通省)																														